

別表第1（第2条関係）

メニュー（事業）	事業種目（工種）又は事業内容	事業主体	補助事業者
1 木質バイオマス利用施設等整備	<p>木質バイオマスエネルギー利用施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設装置）</p> <p>木質バイオマス加工流通施設等整備（木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械、未利用間伐材等活用機械）</p>	<p>市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもので、県内に事業所を有し、原則として県内に法人登記をしているもの</p>	<p>市町村等（原則として市町村とする。ただし、事業主体としての条件は満たしているが、事業主体が所在する市町村の補助制度上の理由等により、市町村が補助事業者になることができない場合に限り、事業主体のうち知事が特に認めたものは、補助事業者になることができる。）</p>
2 熱利用原木確保緊急対策	熱利用向け木質燃料製造用の原木仕入れコスト支援	県内の熱利用向け木質燃料を製造する県内の事業者	事業主体
3 木質バイオマス利用コスト支援	燃焼灰回収等コスト支援	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一部事務組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの	事業主体
4 附帯事務費	1の事業の実施について、補助事業者である市町村が指導監督及び事業の推進に必要な会議の開催等に要するもの	市町村	市町村

		<p>木質バイオマスエネルギー供給用機械</p> <p>燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他（※具体名）</p>	棟	<p>台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 m² -</p>	<p>補助対象事業費別に区分</p> <p>(7) 6,000万円未満 2分の1以内</p> <p>※ただし、補助金額は2,000万円を上限とする。</p> <p>(i) 6,000万円以上 3分の1以内</p> <p>※(7)から(i)に関わらず燃料配送車は3分の2以内</p>	<p>補助対象事業費別に区分</p> <p>(7) 6,000万円未満 2分の1以内</p> <p>※ただし、補助金額は2,000万円を上限とする。</p> <p>(i) 6,000万円以上 3分の1以内</p> <p>※(注5)に該当する場合、補助対象事業費別に(7)(e)へ区分</p> <p>(f) 133,334,000円未満 2分の1以内</p> <p>※ただし、補助金額は2,000万円を上限とする。</p> <p>(e) 133,334,000円以上 15%以内</p> <p>※(7)から(e)に関わらず燃料配送車は3分の2以内</p>	<p>2分の1以内</p> <p>※燃料配送車は3分の2以内</p> <p>(注3)又は(注4)に該当する場合は補助率（(注5)に該当する場合を除く）</p>
		<p>未利用間伐材等活用機械</p> <p>移動式木材破砕機 移動式チップ機 結束機 移動式植栽機 輸送用コンテナ グラブブル 機械保管倉庫 その他（※具体名）</p>	棟	<p>台 台 台 台 台 台 台 m² -</p>	<p>(補助対象事業費別に区分)</p> <p>(7) 6,000万円未満 2分の1以内 ※ただし、補助金額は2,000万円を上限とする。</p> <p>(i) 6,000万円以上 3分の1以内</p>		<p>2分の1以内</p> <p>(注3)又は(注4)に該当する場合は補助率</p>
2 熱利用原木確保緊急対策	県内の熱利用向け木質燃料製造に必要な原木の仕入れに係る経費とし、対象となる内容は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。	<p>原木購入費</p> <p>※補助対象事業費は原木仕入価格から基準額（4千円/トン）を差し引いた額</p>		式		<p>2分の1以内 上限2,000円/トン</p>	
3 木質バイオマス利用コスト支援	燃焼灰を取扱うために必要な経費とし、対象となる内容は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。（注6）	<p>回収・運搬費、検査・分析費、処分費、再生利用費、使用料、賃借料、役務費及び委託料</p>		式		<p>2分の1以内</p>	
4 附帯事務費	指導監督等に要する経費とし、対象となる内容は、「工種又は施設区分」に掲げるものとする。	<p>人件費、賃金、謝金、旅費、需用費（食料費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（耐用年数が事業実施期間を超える場合は、補助対象外）</p>		式		<p>2分の1以内</p>	

- (注)
- 木質バイオマスエネルギー利用施設装置に係る、熱利用配管、熱交換機等の附帯的な施設の整備費用は、本体部分の半額までを補助対象事業費とする。
 - 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定対象となる発電施設本体を除く。
 - 木質バイオマス供給事業者と需用者との安定供給・受入協定に基づき、5年以上の期間にわたり、間伐材又は林地残材を原料とする木質バイオマスを年間1万立方メートル（原木ベース）以上供給・利用するために必要な機械・施設。
 - 地域内エコシステムの構築に資する取組（市町村が中心となり、森林関係者を含む地域の全ての関係者の協力体制を構築し、熱利用または熱電併給を行う取組を指すものとする。市町村・燃料供給者を含む全ての事業関係者で構成された協議会を設置する計画であること。）
 - 「木質バイオマス供給施設装置」及び「木質バイオマスエネルギー供給用機械」について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設に供給することを主たる目的とする場合。
 - 「木質バイオマス利用コスト支援」のメニューは、発電施設及び製材乾燥機用木屑焼きボイラーから発生する燃焼灰は対象としない。
 - 国の補助事業等による支援を併用する場合、その支援を受ける額と当該補助金額の合計額は、別表第2に定める補助率により算定される補助金額を超えないものとする。